

○所得税法第九条第一項第十三号ニに規定する団体又は基金及び芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品を指定する件

平成二年十二月十四日
大蔵省告示第二百三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十三号ニの規定に基づき、同号ニに規定する団体又は基金及び芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品を次のように指定し、平成二年分以後の所得税について適用する。

- 一 財団法人稲盛財団（昭和五十九年四月十二日に財団法人稲盛財団という名称で設立された法人をいう。）から京都賞（芸術に関するものに限る。）として交付される金品
- 二 財団法人朝日新聞文化財団（平成四年五月十八日に財団法人朝日新聞文化財団という名称で設立された法人をいう。）から朝日賞（芸術に関するものに限る。）として交付される金品
- 三 株式会社毎日新聞社から毎日出版文化賞（芸術に関するものに限る。）として交付される金品
- 四 株式会社読売新聞社から読売文学賞（芸術に関するものに限る。）として交付される金品